

栃木市監査委員告示第27号

地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成23年11月30日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大武真一

記

1. 監査の実施日 平成23年11月4日
2. 監査の対象 財政援助団体（抽出）
社会福祉法人大平愛育会
3. 監査の方法
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果
補助の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

当社会福祉法人大平愛育会はこどもたちの健全な成長発達を願い、より良い環境を作り、家庭や地域社会と連携を図りながら、多方面より子育てを支援することを目的として、社会福祉事業を行っている団体である。(昭和52年11月1日設立)

当法人は、昭和53年度に大平中央保育園を開園した。

現在の夫婦共働き世帯が増加している社会状況においては、子育て支援のための社会福祉事業を行っている社会福祉法人大平愛育会の役割は大きなものと考えられる。

市からの補助金は、創立32年が経過した園舎の老朽化に伴い、栃木県安心こども特別対策事業費における保育所緊急整備事業により、保育所を整備することを目的に交付されたものである。

(2) 会計経理について

平成22年度における市からの補助金(37,100千円)は、大平中央保育園の施設整備を目的に交付されたもので、確実に受け入れられており、支出についても、その目的に沿って執行されている。

また、諸帳簿並びに書類は符合しており、おおむね適正に処理されていたが、契約書に収入印紙が貼付されていなかったことについて、監査委員より口頭で指導した。

(3) 指摘要望事項について

大平中央保育園の施設整備事業に係る工事の入札は大平総合支所健康福祉課職員立ち会いのもと、適正に行われたが、結果的に落札率99.88%と高かったことについては、競争性の確保が充分であったとは言えないものと考えられる。建築設計・管理業務委託契約については、指名競争入札の方法を取り入れることなく、プレゼンテーション方式による随意契約であったため、地方公共団体は、その事務を処理するにあたり、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならないことを鑑みると、競争性、公平性、透明性を高めるよう指導すべきであったことは言うまでもない。

今後、担当課においては補助金の原資も税金であるということ十分に念頭に入れ、市民の理解が得られるよう補助対象団体への指導を徹底されたい。